

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

人事委員会	ページ
○人事委員会規則七・十七(宿日直手当)の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則七・三十九・二十五(人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・六十二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・六十二・二十九(人事委員会規則七・六十二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則八・五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則八・六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則	四
○人事委員会規則十一・一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則	四
○人事委員会規則十一・二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則	四
○人事委員会の権限(宿日直手当)の一部を改正する告示	六
○人事委員会の権限(職員の勤務時間等の基準等)の一部を改正する告示	六
○人事委員会の権限(学校職員の勤務時間等の基準等)の一部を改正する告示	六

人事委員会

人事委員会規則七・十七(宿日直手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・十七・十八

人事委員会規則七・十七(宿日直手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十七(宿日直手当)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中、「又は」を「若しくは」に改め、「勤務」の下に、「又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める医師若しくは歯科医師の勤務」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・三十九・二十九

人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に係る特例)

3 当分の間、第一条の規定にかかわらず、給与条例第二十一条の四第一項に規定するへき地学校等は、附則別表に掲げる学校とする。この場合において、第三条第一項中、「別表」とあるのは、「附則別表」とする。

附則別表(附則第三項関係)

区分	学 校 名	所 在 地

一級	二級	三級
白石市立福岡小学校八宮分校 同 福岡小学校長峯分校 七ヶ宿町立関小学校 川崎町立本砂金小学校 同 支倉小学校 丸森町立丸森小学校羽出庭分校 同 大張小学校 同 耕野小学校 大郷町立大松沢小学校 大崎市立真山小学校 加美町立旭小学校 栗原市立文字小学校 同 花山小学校 石巻市立東浜小学校 同 鮎川小学校 同 大原小学校 同 谷川小学校 七ヶ宿町立七ヶ宿中学校 丸森町立丸森西中学校 栗原市立花山中学校 石巻市立荻浜中学校 同 北上中学校 同 牡鹿中学校 七ヶ宿町学校給食共同調理場 石巻市牡鹿学校給食センター	白石市立深谷小学校三任分校 七ヶ宿町立湯原小学校 川崎町立前川小学校青根分校 丸森町立筆甫小学校 塩竈市立浦戸第二小学校 大和町立宮床小学校難波分校 大崎市立鬼首小学校 石巻市立大須小学校 同 寄磯小学校 塩竈市立浦戸中学校 石巻市立大須中学校	白石市立福岡小学校不忘分校 白石市福岡八宮字不忘一〇七
白石市福岡八宮字坂の上二四の一六 同 福岡蔵本字長峯一四 刈田郡七ヶ宿町字利津保一六の一 柴田郡川崎町大字本砂金字道畑九五の一 同 大字支倉字塩沢九 伊具郡丸森町字火打石一 同 大張川張字宮田二五 同 耕野字入大四の一 黒川郡大郷町大松沢字旅籠屋九 大崎市岩出山字上真山日向要害一 加美郡加美町宮崎字旭二番の一 栗原市栗駒文字葛峰一一の八 同 花山字本沢鯨ヶ森三三の三 石巻市牧浜字竹浜道二二の一 同 鮎川浜清崎山一の一 同 大原浜大光寺一 同 同 同 刈田郡七ヶ宿町字瀬見原一 伊具郡丸森町耕野字羽抜三〇 栗原市花山字本沢久保三 石巻市荻浜字田浜山三 同 北上町十三浜字小田九三の一 同 鮎川浜鬼形山一の二四 刈田郡七ヶ宿町字新利津保一 石巻市鮎川浜清崎山一の一	白石市福岡八宮字坂の上二四の一六 同 福岡蔵本字長峯一四 刈田郡七ヶ宿町字利津保一六の一 柴田郡川崎町大字本砂金字道畑九五の一 同 大字支倉字塩沢九 伊具郡丸森町字火打石一 同 大張川張字宮田二五 同 耕野字入大四の一 黒川郡大郷町大松沢字旅籠屋九 大崎市岩出山字上真山日向要害一 加美郡加美町宮崎字旭二番の一 栗原市栗駒文字葛峰一一の八 同 花山字本沢鯨ヶ森三三の三 石巻市牧浜字竹浜道二二の一 同 鮎川浜清崎山一の一 同 大原浜大光寺一 同 同 同 刈田郡七ヶ宿町字瀬見原一 伊具郡丸森町耕野字羽抜三〇 栗原市花山字本沢久保三 石巻市荻浜字田浜山三 同 北上町十三浜字小田九三の一 同 鮎川浜鬼形山一の二四 刈田郡七ヶ宿町字新利津保一 石巻市鮎川浜清崎山一の一	

準へき 地学校	川崎町立川崎第二小学校	柴田郡川崎町大字今宿字町尻一
同 川内小学校 同 前川小学校 蔵王町立遠刈田小学校 丸森町立大内小学校 仙台市立作並小学校新川分校 同 馬場小学校 大郷町立粕川小学校 大崎市立中山小学校 同 大貫小学校 加美町立西小野田小学校 同 鹿原小学校 栗原市立金田小学校 同 長崎小学校 石巻市立荻浜小学校 気仙沼市立大島小学校 南三陸町立名足小学校 蔵王町立遠刈田中学校 丸森町立大内中学校 気仙沼市立大島中学校 同 大島共同調理場	同 川内小学校 同 前川小学校 蔵王町立遠刈田小学校 丸森町立大内小学校 仙台市立作並小学校新川分校 同 馬場小学校 大郷町立粕川小学校 大崎市立中山小学校 同 大貫小学校 加美町立西小野田小学校 同 鹿原小学校 栗原市立金田小学校 同 長崎小学校 石巻市立荻浜小学校 気仙沼市立大島小学校 南三陸町立名足小学校 蔵王町立遠刈田中学校 丸森町立大内中学校 気仙沼市立大島中学校 同 大島共同調理場	同 大字川内字天神前五七の一 同 大字前川字大森一一の四 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山二五 伊具郡丸森町大内字横手一八 仙台市青葉区新川字北野尻三四 同 太白区秋保町馬場字町北二五 黒川郡大郷町粕川字伝三郎二二 大崎市鳴子温泉字川端一八八 同 田尻大貫字境三七の一 加美郡加美町字上野目高畑五 同 字鹿原水堀三の一 栗原市一迫字川口中野三〇 同 同上中島三九の一 石巻市桃浦字米久保五 気仙沼市高井四〇の二 本吉郡南三陸町歌津字中山三四 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山一六 伊具郡丸森町大内字横手一九 気仙沼市高井四〇 同 同 四〇の二

附則

この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十九・二十五（人事委員会規則七・三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・三十九・三十

人事委員会規則七・三十九・二十五（人事委員会規則七・三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・三十九・二十五（人事委員会規則七・三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則）

の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に係る特例)

6 当分の間、附則第二項に規定するべき地手当を支給される職員のうち、次の表に掲げる学校に勤務するものについては、同項、附則第四項及び前項の規定は、適用しない。

学 校 名	所 在 地
石巻市立相川小学校	石巻市長尾字松崎一

附 則

この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。

人事委員会規則七・六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・六十二・三十二

人事委員会規則七・六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・六十二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に係る特例)

2 当分の間、別表の規定の適用については、同表中

白石高等学校七ヶ宿校	同	七ヶ宿町字沢上山四の二
河北警察署船越駐在所	同	石巻市雄勝町船越字清水三二一の一

とあ

るのは、

白石高等学校七ヶ宿校	同	七ヶ宿町字沢上山四の二
------------	---	-------------

とす

附 則

この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。

人事委員会規則七・六十二・二十九(人事委員会規則七・六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・六十二・三十三

人事委員会規則七・六十二・二十九(人事委員会規則七・六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・六十二・二十九(人事委員会規則七・六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に係る特例)

11 当分の間、次の表に掲げる公署に施行日の前日及び施行日に勤務していた職員(施行日後公署を異にする異動をした職員を除く)については、附則第三項から前項までの規定は、適用しない。

公 署 名	所 在 地
水産技術総合センター養殖生産部	石巻市谷川浜前田二一
河北警察署北上駐在所	同 北上町十三浜字立神九の一
同 大川駐在所	同 釜谷葦島六二の二

附 則

この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。

人事委員会規則八・五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則八・五・二十七

人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「施設」の下に、「又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第七項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第七十七条第一項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設その他人事委員会が定める事業を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を、「これらの事業を利用する」に改め、「ため」の下に、「又は見送るため」を加える。

第八条第一項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「当直勤務」の下に、「又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める医師若しくは歯科医師の当直勤務」を加える。

第八条の四中「施設」の下に、「又は障害者自立支援法第五条第七項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第七十七条第一項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設その他人事委員会が定める事業を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を、「これらの事業を利用する」に改め、「ため」の下に、「又は見送るため」を加える。

附則

この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則八・六・二十七

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「施設」の下に、「又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第七項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第七十七条第一項に規定する地域生

活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設その他人事委員会が定める事業を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を、「これらの事業を利用する」に改め、「ため」の下に、「又は見送るため」を加える。

第六条の四中「施設」の下に、「又は障害者自立支援法第五条第七項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第七十七条第一項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設その他人事委員会が定める事業を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を、「これらの事業を利用する」に改め、「ため」の下に、「又は見送るため」を加える。

附則

この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。

人事委員会規則十一・一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則十一・一・三十七

人事委員会規則十一・一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。別表第一知事部局の項中「企画総務課」を「震災復興・企画総務課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則十一・一（管理職員等の範囲を定める規則）の規定は、平成二十三年四月二十二日から適用する。

人事委員会規則十一・二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則十一・二・五十四

人事委員会規則十一・二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規

則)の一部を改正する規則
人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一名取市の項中

学校給食共同調理場
場長

を

学校給食セン
所長

に、

図書館
館長

を

視聴覚センタ
所長

図書館
館長

に改め、同表栗原市の項中

(本庁共通) 部長 会計管理者 次長 課長 副参事 (総務課関係) 課長 補佐 総務係長 秘書 (財政課関係) 課長 補佐 財政係長 (人事課関係) 課長 補佐 人事給与係長 (行政課関係) 課長 補佐 行政管理係長

を

(本庁共通) 部長 会計管理者 次長 課長 室長 副参事 (総務課関係) 課長 補佐 総務係長 秘書 (財政課関係) 課長 補佐 財政係長 (人事課関係) 課長 補佐 人事給与係長 (行政課関係) 課長 補佐 行政管理係長
--

に、

クリーンセン
所長

を

クリーンセン
所長

に、

(事務局共通) 教育長 部長 会計管理者 次長 課長 副参事 (教育総務課関係) 課長 補佐 総務係長 (学校教育課関係) 課長 補佐 学務係長

を

(事務局共通) 教育長 部長 次長 課長 室長 副参事 (教育総務課関係) 課長 補佐 総務係長 (学校教育課関係) 課長 補佐 学務係長
--

に、

学校給食セン
センター長

を

学校給食セン
所長

に改め、同表大郷町の項中「統括調査役」を削

別表第二仙南地域広域行政事務組合の項中

組合事務所
課長 総務課長補佐

を

組合事務所
課長 総務課長補佐
議事事務局
事務局長

に改め、同表大崎地域広域行政事務組合の項中

「課長」の下に「総務課長補佐」を加え、同表白石市外二町組合の項中

宮城県不忘園
園長 事務長

を

公立刈田総合病院
院長 副院長 診療部長 セクター長 副セクター長 診療部長 薬剤部長 副薬剤部長 診療部長 師長 看護部長 副看護部長 診療部長 事務部長 看護部長 副看護部長 診療部長 事務課長 看護課長 副看護課長 診療部長 財政係長 事務係長 看護係長 副看護係長 診療部長

に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。

○人事委員会告示第五号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和四十七年人事委員会告示第四号（人事委員会の権限（宿日直手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十三年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二中(四)を(六)とし、(一)から(四)までを(二)から(四)までとし、(二)の前に次のように加える。

(一) 規則七・十七第二号に規定する人事委員会の定める医師又は歯科医師の勤務を定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十三年五月一日

○人事委員会告示第六号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成二十七年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任）の一部を次のように改正した。

平成二十三年四月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二の(一)中、「以下「条例」という。」を削り、同(二)を削り、同(三)中、「人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）」を「規則八・五」に改め、同(三)を同(一)とし、同(一)の次に次のように加える。

(一) 人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則。以下「規則八・五」という。）第三項第五項に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

(二) 規則八・五第四号第一項第二号に規定する人事委員会が定める事業を行う場所について定めること。

(三) 規則八・五第七号第二項第二号に規定する人事委員会が定めるものについて定めること。

(四) 規則八・五第八号第一項第一号ホに規定する人事委員会の定める医師又は歯科医師の当直勤務について定めること。

(五) 規則八・五第十七号第三項に規定する人事委員会が定める代休日の指定の手續に關し必要な事項について定めること。

(六) 規則八・五第十六号の二第七項に規定する人事委員会が定める時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項について定めること。

(七) 規則八・五第十八号第三項第一号に規定する人事委員会が定める日数について定めること。

(八) 規則八・五第十八号第三項第二号に規定する人事委員会が定める日数について定めること。

(九) 規則八・五第十八号第四項第三号に規定する人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものについて定めること。

(十) 規則八・五第十八号第六項に規定する人事委員会が定める日数について定めること。

(十一) 規則八・五第十八号第七項に規定する人事委員会が定める日数について定めること。

(十二) 規則八・五第二十二号第一項第四号ロに規定する人事委員会が定めるものについて定めること。

(十三) 規則八・五第二十二号第一項第二十五号に規定する人事委員会が定める職員及び人事委員会が定める年度について定めること。

(十四) 規則八・五第二十三号第一項第二号に規定する人事委員会が定めるものについて定めること。

(十五) 規則八・五第三十号に規定する人事委員会が定める早出遅出勤務に關し必要な事項、勤務の制限に關し必要な事項及び休暇に關し必要な事項について定めること。

(十六) この告示の効力の発生する日

平成二十三年五月一日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二の(三)を削り、同(四)中、「人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）」を「規則八・六」に改め、同(四)を同(一)とし、同(一)の次に次のように加える。

- (三) 人事委員会規則八・六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則。以下「規則八・六」という。)第三条第六項に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。
- (四) 規則八・六第四条第一項第二号に規定する人事委員会が定める事業を行う場所について定めること。
- (五) 規則八・六第五条の三第二号に規定する人事委員会が定めるものについて定めること。
- (六) 規則八・六第十四条の二第七項に規定する人事委員会が定める時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項について定めること。
- (七) 規則八・六第十五条第三項に規定する人事委員会が定める代休日の指定の手續に關し必要な事項について定めること。
- (八) 規則八・六第十六条第三項第一号に規定する人事委員会が定める日数について定めること。
- (九) 規則八・六第十六条第三項第二号に規定する人事委員会が定める日数について定めること。
- (十) 規則八・六第十六条第四項第三号に規定する人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものについて定めること。
- 規則八・六第十六条第六項に規定する人事委員会が定める日数について定めること。
- 規則八・六第十六条第七項に規定する人事委員会の定める日数について定めること。
- 規則八・六第二十条第一項第四号ロに規定する人事委員会が定めるものについて定めること。
- 規則八・六第二十条第一項第二十五号に規定する人事委員会が定める学校職員及び人事委員会
が定める年度について定めること。
- 規則八・六第二十一条第一項第二号に規定する人事委員会が定めるものについて定めること。
- 規則八・六第二十八条に規定する人事委員会が定める早出遅出勤務に關し必要な事項、勤務の
制限に關し必要な事項及び休暇に關し必要な事項について定めること。
- 二 この告示の効力の発生する日
平成二十三年五月一日